

令和 5 年 6 月 30 日現在

機関番号：31304

研究種目：若手研究

研究期間：2018～2022

課題番号：18K13273

研究課題名(和文) 葛藤解決における寛容の研究：寛容動機と第三者の役割

研究課題名(英文) Forgiveness in interpersonal conflict: motive for forgiveness and the role of an audience

研究代表者

山口 奈緒美(高田奈緒美)(YAMAGUCHI, Naomi)

東北福祉大学・教育学部・准教授

研究者番号：90550179

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,800,000円

研究成果の概要(和文)：本研究課題では、第三者が被害者の寛容抑制動機を和らげ、寛容を促進することを見出した。被害者は、自分にも非があったと周囲の人々に誤解されたくないという無過失承認動機を強め、加害者への寛容を抑制するが、第三者が被害者の無過失を承認することができれば、被害者の無過失承認動機が低下し、寛容は高まった。さらに、加害者と被害者の両者がいる状況において、第三者が被害者の無過失を承認すると、この承認が加害者への罰とみなされ、被害者の報復動機も低下することが明らかとなった。寛容促進に対する第三者効果を実証した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究では、なぜ被害者は加害者を赦せないのか、非寛容の動機的基盤を解明し、第三者のどのような反応がそれを緩和することができるのかを明らかにした。これによって、従来見出されてきた寛容を促進する要因の効果を最大化し、被害者の「非寛容の抑制」ではなく「寛容の達成」を促すことが可能になったと考える。また、第三者の関与が寛容の喚起に寄与することを見出したことから、紛争解決に携わる実務家に対して有益な示唆を提供し、泥沼化する紛争の解決にも貢献できると考える。

研究成果の概要(英文)：In this research project, we found that the third party softens the victim's motivation to unforgiving. Victims strengthen their motives for admitting no fault, not wanting to be misunderstood by third party as having been at fault, and suppress forgiving towards the perpetrator. However, if a third party admits the victim's no fault, the victim's motive for admitting no fault would decrease, and willingness to forgive would increase. Furthermore, in a situation where there are both perpetrators and victims, if a third party approves of the victim's no-fault, it is clear that this approval is regarded as punishment for the perpetrator, and the victim's motivation to retaliate became decreases.

研究分野：社会心理学

キーワード：寛容 対人葛藤 葛藤解決

## 1. 研究開始当初の背景

本研究課題の核心的な問いは、加害者に対する被害者の赦しをいかに高めるかであった。被害者の赦しは「寛容(forgiveness)」とよばれ、加害者に対する感情、認知、動機、行動のいずれかにおいて順社会的変化が生じることと定義されている。このような寛容は、激化しやすい葛藤を建設的に解決するために不可欠な心理的条件であるが、我々の日常的経験から言っても、これはたやすいことではない。なぜなら、加害者を赦すことは、同時に、不公正の容認を伴うことがあるからである。これは、泥沼化した紛争、犯罪者の処遇など、現実の社会問題においても生じ、人々を悩ませてきたパラドックスである。本研究では、このパラドックスの解決に社会心理学的観点から挑戦し、第三者介入による解決可能性を探った。

筆者は、これまで、寛容を促進する動機の検討などを繰り返し行ったが、いずれの調査においても、回答者による寛容の評定値は低いものであった。回顧的研究においても、シナリオ研究においても、「0:まったく赦せない」から「5:心から赦せる」の6件法で尋ねたところ、寛容測定項目の平均値は凡そ2点前半から半ばであった。また、実験的研究において、寛容促進要因を高めた条件の参加者の寛容の程度も、同様の尺度で2点台後半程度であることが多かった。このことから、被害を受けると人々は一般に非寛容に強く傾斜するので、被害者に促進要因を強調して提示しても、非寛容の程度は弱まるが、寛容にはならないと言える。それゆえ、このような基盤をもつ人々にフィットする研究の視点は、「促進」要因を検討するというよりもむしろ、「抑制」要因を解明することであるとこの観点に立ち、被害者が加害者を赦せない動機的基盤を明らかにすることが必要であると考えられる。

寛容に関する研究は、前述のとおり、促進要因を検討するものが多数である。被害者要因として協調性、共感性、視点取得、認知的実行機能の豊富さなどが挙げられ、加害者要因として謝罪、意図などが、状況要因として被害の深刻さや被害者と加害者の親密さなどが取りあげられている。被害者がそもそも非寛容の基盤を持つのであれば、これらの要因は「非寛容を弱める」ことには貢献するであろうが、「寛容」を促すには至らないと考えられる。こうしたことから、非寛容の心理動機的基盤を明らかにする本研究は、これまで見出されてきた促進要因の効果を「寛容」に至らしめる条件の解明に寄与するものと位置づけられるであろう。

## 2. 研究の目的

本研究課題では、なぜ被害者は加害者を赦せないのか非寛容の動機を解明し、第三者のどのような反応がそれを緩和し、被害者を寛容に傾斜させるのかを明らかにすることであった。被害者の非寛容動機には、相手にも同じ苦痛を与えたいという報復動機、同じような被害を繰り返されたくないという被害反復抑制動機、被害者自身の無過失性について周囲の人々に誤認されたくないという無過失承認動機の3種があると仮定し、これを実証的に見出すことを第1の目的とした。さらに、この3種の動機のうち、無過失承認動機は、被害者と加害者の間ではなく、第三者に向けられた動機である点に注目し、これが第三者の反応によって和らげば、人々は寛容傾向を強めることを検討することを第2の目的とした。

## 3. 研究の方法

本研究課題では非寛容の動機を解明し、第三者の反応が非寛容動機を和らげ、寛容を促進できるのかどうか、4つの研究を行って検討した。

研究1では非寛容動機を実証的に検討した。大学生参加者に過去の被害経験を想起させ、その経験について、加害者に対する寛容の程度と、なぜ赦せないと思ったのかという動機の観点から評定させた。

研究2では、第三者の反応が非寛容動機に与える影響について検討を行った。被害状況において、第三者が被害者の無過失を承認することが、3種の非寛容動機を抑制できるのかどうかを検討した。研究3では、被害者にまったく非がない状況と、それが曖昧な状況に分け、観察者による被害者の無過失承認が無過失承認動機を弱め、寛容が強まるかどうかを検討した。研究4では、第三者が被害者の無過失を承認すると、それは加害者にとってひとつの加罰(被害者にとっては代理報復)と知覚されるであろうと考え、この可能性も検討した。なぜなら、第三者による被害者の無過失承認は、加害者の最も強い関心事である非道徳的評価の低減には逆効果であるためである。このように、第三者による被害者の無過失承認が行われれば、被害者の報復動機を緩和するであろう。また、加罰によって加害者の被害行為は抑制されるので、被害者の被害反復抑制動機も低減されると考えられる。さらに、観察者による被害者の無過失承認は、被害者の無過失承認動機を満たすことができるので、この動機も低減すると考えられる。研究2、3、4では、観察者による無過失承認が、3種の非寛容動機を低減させて寛容を促すことができるのか、シナリオ研究を行った。被害場面が描かれたシナリオを3パターン準備し、主人公の被害者になったつもりで参加者にシナリオを読ませ、続く質問に回答させた。独立変数は、被害者の過失(2水準:曖昧、なし)と観察者による反応(2水準:無過失承認、無過失不承認)、無過失承認状況(2水準:2者状況、3者状況)であった。従属変数は、加罰知

覚（観察者による無過失承認が加害者にとって加罰となったと被害者が知覚したかどうか）、報復動機、無過失承認動機の低下、寛容であった。

#### 4. 研究成果

研究1では、予測と一致して、被害反復抑制動機、無過失承認動機、報復動機という3つの寛容抑制動機が見出された。このような動機が見出されたことは、被害者が負っている心理的コストが多種であることを示しており、寛容にともなう3つのリスク、すなわち、同様の加害行為が加害者によって繰り返されるのを防ぐことができないというリスク、加害者に対する加罰や報復を断念せざるを得ないというリスク、観察者に被害者の無過失について誤認される可能性が高まるという寛容のリスクを回避すべく、被害者は寛容を抑制する動機を強め、寛容が低下することが分かった。

研究2では、第三者が被害者の無過失を承認すると、そうでない時よりも、被害者の無過失承認動機が弱まり、寛容が促進されるであろうという仮説を検討した。無過失承認動機の項目平均値と寛容のそれぞれの項目平均値を従属変数とし、シナリオ(3)×第三者の無過失承認の有無(3)の分散分析を行った。無過失承認動機に対しては条件の主効果はみられず( $F(2, 96) = .55, ns$ )、シナリオの主効果も有意ではなかった( $F(2, 192) = 2.11, ns$ )。交互作用効果も有意ではなかった( $F(4, 192) = .181, ns$ )。寛容に対して、条件の主効果が有意で( $F(2, 96) = 3.43, p < .05$ )、観察者に無過失を承認されると、承認されないときよりも、寛容が高かった( $p < .05$ )。この結果は第三者の無過失承認が寛容を高めることを示すものではあるが、そうした関連が無過失承認動機の充足によってもたらされたかについては明らかにするものではなかった。これについて、被害者側の過失の程度についてシナリオ内で明らかにされていなかったことが原因の一つではないかと考察し、研究3ではこれを操作したうえで、検討を行った。

研究3では、被害者に過失が明確にないとき、第三者が被害者の無過失を承認すると、そうでない時よりも、被害者の無過失承認動機が満たされ、寛容が促進されるという仮説を検討した。無過失承認動機を従属変数、被害者の過失の有無(2)×観察者の無過失承認(2)を独立変数とした分散分析を行った。その結果、無過失承認動機に関しては2つの要因の主効果は有意ではなかった(被害者の過失の有無  $F(1, 147) = .015, ns$ ; 観察者の無過失承認  $F(1, 147) = .215, ns$ )。交互作用効果は有意で( $F(1, 147) = 4.86, p < .05$ )、観察者が被害者の無過失を認めない条件において、被害者の過失がない時、それが曖昧な時よりも、無過失承認動機の値が高い傾向にあった( $p = .057$ )。観察者が被害者の無過失を承認するときは、被害者の責任の有無によって無過失承認動機に違いは見られなかった。次に、寛容行動を従属変数、被害者の過失の有無(2)×観察者による無過失承認(2)を独立変数とした2要因分散分析を行った。その結果、被害者の過失の有無の主効果が有意で( $F(1, 146) = 4.30, p < .05$ )、被害者の過失がないとき、被害者の過失が曖昧なときよりも寛容は低かった。また、観察者の無過失承認の主効果は有意傾向で( $F(1, 146) = 3.19, p = .067$ )、観察者が被害者の無過失を承認すると、承認しないときよりも、被害者の寛容が高かった。交互作用効果は有意ではなかったが( $F(1, 146) = 2.50, ns$ )、仮説を検討するために下位検定を行ったところ、被害者の過失がない条件において、観察者に無過失を承認されないよりも、承認されたとき、寛容が高かったが( $p < .05$ )、被害者の過失が曖昧な場合は、観察者の無過失承認によって寛容の程度は変わらなかった。また、観察者が被害者の無過失を承認しない条件において、被害者の責任があいまいなときよりも、責任が明確にないとき、寛容は低かった( $p < .01$ )。観察者が被害者の無過失を承認する条件においては、被害者の責任の程度によって寛容に差はなかった。こうした結果は、第三者による無過失承認は被害者の無過失承認動機を低下させることを示しており、また、無過失承認動機と寛容行動の間に何らかの連動性があることを示唆しているが、これに関して直接的な証拠は得られなかった。こうした結果について、第三者による被害者の無過失承認と被害者の寛容の関連は、それがどのような状況において表現されるかによって媒介される動機が異なるのではないかと考察した。研究3では、第三者の無過失承認が誰に対して行われたものなのかが不明だったため、参加者によっては無過失承認動機よりも報復動機が満たされた場合があったと思われるが、これらの動機を区別して測定できなかったことから、無過失承認動機の変化を明確に捉えられなかったと考えられる。そこで、研究4では観察者による被害者の無過失承認状況を参加者に明確に提示した上で、この点を再検討した。

研究4では、第三者による被害者の無過失承認は、被害者の寛容行動を促すであろうと仮説を立てた(仮説1)。そして、そのプロセスに関しては、第三者が被害者の無過失を承認するならば、その状況における加害者の有無に関わらず、無過失承認動機が満たされ、寛容行動が促されるであろうと仮説を立てた(仮説2)。ただし、第三者が被害者の無過失を承認するとき、加害者がその状況に存在するならば、報復動機が満たされ、これもまた寛容行動を促すであろうと仮説を立てた(仮説3)。仮説1と2を検討するために、全てのデータに対して、媒介分析を行った(図1)。第三者が被害者の無過失を認めない場合を「0」、認める場合を「1」とコード化した。その結果、第三者が被害者の無過失を承認すると、無過失承認動機は有意に満たされ、これによって寛容が促される傾向が見られた。このとき、間接効果は有意傾向で(Sobel  $Z = 1.78, p = .08$ )、第三者による無過失承認と寛容の関連は、無過失承認動機の充足によって部分的に媒介されていることが示された。以上のことから、仮説1は支持され、仮説2も部分的に支持された。

仮説 2 をより詳細に検討するために、承認状況別に分けて、第三者による無過失承認と寛容行動の関連が無過失承認動機の充足に媒介されるかどうかを検討した。まず、2 者条件に割り当てられた参加者のデータ (N = 88) に対して、同じ手続きで媒介分析を行った (図 2)。第三者が被害者の無過失を認めると、無過失承認動機が満たされ、結果として寛容が高まった。このとき、第三者の無過失承認が寛容に与える効果は有意に低下し、間接効果は有意だった (Sobel Z = 2.81,  $p < .01$ )。仮説 3 を検討するために、媒介変数を報復動機の充足度とし、承認状況の条件別に媒介分析を行った。3 者条件では (N = 92) 観察者の無過失承認が寛容に与える効果は報復動機の充足によって有意に媒介され (図 3、Sobel Z = 1.96,  $p < .05$ )、仮説 3 は支持された。

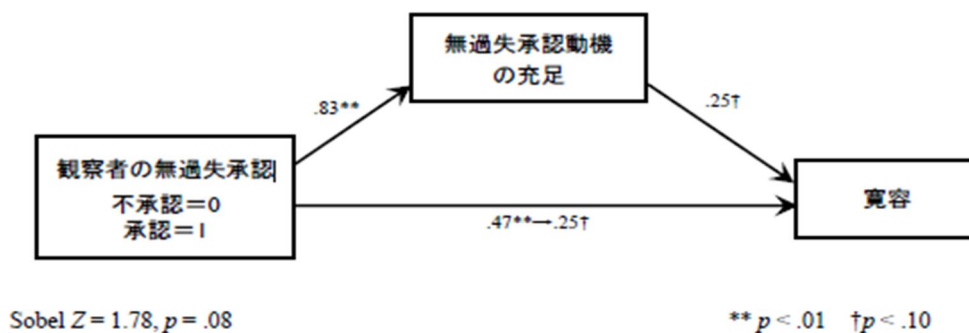


図 1. 無過失承認動機の充足の媒介効果

(注: 第三者の無過失承認から寛容へのパス係数の変化は、無過失承認から寛容への直接のパス係数から無過失承認動機を媒介させた後のパス係数の変化を示す。)

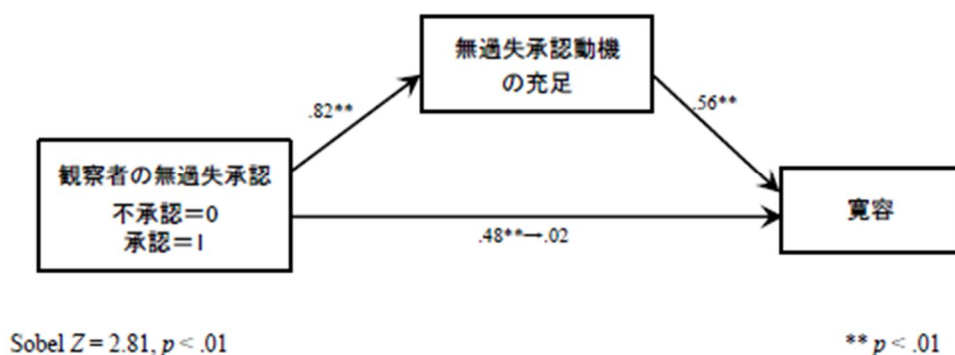


図 2. 2 者状況における無過失承認動機の媒介効果

(注: 観察者の無過失承認から寛容へのパス係数の変化は、無過失承認から寛容への直接のパス係数から無過失承認動機を媒介させた後のパス係数の変化を示す。)

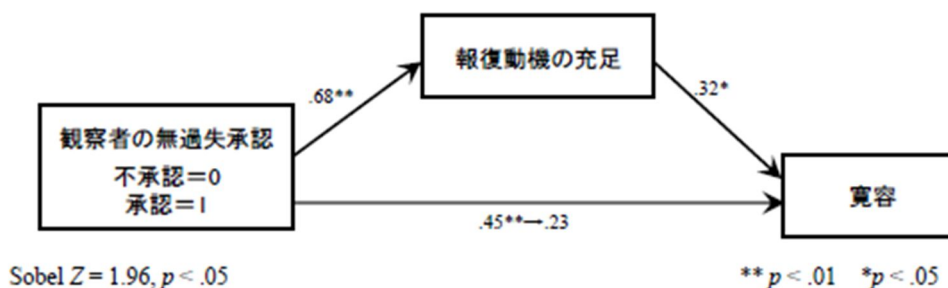


図 3. 3 者状況における報復動機の媒介効果

(注: 観察者の無過失承認から寛容へのパス係数の変化は、無過失承認から寛容行動への直接のパス係数から報復動機を媒介させた後のパス係数の変化を示す。)

研究 4 の結果は仮説を概ね支持するものであり、承認状況に関わらず、観察者による被害者の無過失承認は被害者の無過失承認動機を満たして寛容を促したが、この媒介プロセスは 2 者状況において

特に強固なものであった。被害者と観察者のみが存在する状況において観察者が被害者の無過失を承認すると、被害者は、加害者がこれによって感じるであろう加罰感を考慮する必要がないので、観察者と被害者の間で生じる寛容のリスクにのみ注目し、これを低減させた結果、寛容を高めたものと推察される。一方、3者状況においては、観察者の無過失承認は寛容を促し、この関連は報復動機によって媒介された。このことから、被害者は観察者による無過失承認を加害者に対する一種の罰であると知覚し、これによって報復動機が満たされた結果、寛容になることが示された。ただし、報復動機の媒介効果は2者条件においても認められたことから、観察者による無過失承認によって、道徳的コミュニティへの復帰という加害者の望みは果たされないだろうと被害者が判断し、加害者が苦しむであろうと予測したために、2者状況においても報復動機が満たされたと解釈した。こうした結果は、加害者に非があると他者に認められることは、加害者がそれを知らずにいたとしても、被害者にとっては罰として認識されうことを示唆している。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計0件

〔学会発表〕 計4件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 山口奈緒美
2. 発表標題 葛藤解決における非寛容動機の検討
3. 学会等名 日本心理学会第82回大会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 山口奈緒美
2. 発表標題 葛藤解決における寛容：誰がどのように被害者の寛容抑制動機を和らげるのか
3. 学会等名 日本社会心理学会第60回大会
4. 発表年 2019年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------